

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する

令和7年6月10日

うまし奈良めぐり実行委員会

会長 山中 淳史

1 業務の概要

(1) 委託業務名

「うまし奈良めぐり」現地受付アテンド業務・事業効果検証業務

(2) 委託業務の目的

うまし奈良めぐり実行委員会が企画・造成を行い、旅行会社等で販売される「うまし奈良めぐり」は、世界遺産レベルの幾多の文化財等の特別企画を参加者に提供するという性質上、それに相応しい格調高く品格のある案内と対応スキルを確保した上で、円滑かつ安全に旅程を進行させ、おもてなしの心による接遇を実施することで顧客満足度を高めることを目的とする。

また、「うまし奈良めぐり」キャンペーンにおける効果測定及び分析を実施することにより、同キャンペーンの課題とその改善手法を導き出すとともに、次年度以降のより効果的な誘客促進に繋げることを目的とする。

(3) 委託業務の内容

- ・「うまし奈良めぐり」企画参加者が安全かつ円滑に企画を楽しめる現地受付アテンド対応の実施
- ・奈良県への誘客促進を目的とする「うまし奈良めぐり」特別企画の効果測定及び分析業務、並びに参加者からのアンケート集計及び分析業務

(4) 委託料上限額

6, 443千円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(5) 委託業務の仕様等

以下4の(2)により配付する「「うまし奈良めぐり」現地受付アテンド業務・事業効果検証業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」という）」及び「「うまし奈良めぐり」現地受付アテンド業務・事業効果検証業務委託仕様書（以下「仕様書」という）」に示すところによる。

(6) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ③ 令和7年6月11日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- ④ 令和7年6月11日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）

の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

- ⑤ 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- ⑥ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- ⑦ 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑧ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- ⑨ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- ⑩ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- ⑪ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑫ 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目「Q5（広告・イベント業務）」に登録している者であること。ただし、企画提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。
- ⑬ 国及び地方自治体又はそれらの外郭団体において本件業務と同種又は類似の業務を過去5年以内に実施した実績を有する者であること。

3 失格事項

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「2 参加資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

〒630-8361 奈良市池之町3 奈良県猿沢イン3階

うまし奈良めぐり実行委員会事務局

（一般財団法人奈良県ビジターズビューロー 地域づくり部内）

TEL 0742-81-8680 FAX 0742-23-8289 MAIL nvb-shohin@nara-kankou.or.jp

(2) 募集要項及び仕様書の配布

令和7年6月11日から令和7年6月26日午後5時までの間に、4の(1)に示す場所または一般財団法人奈良県ビジターズビューローホームページから入手するものとする。

(3) 参加申込書の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

(4) 企画提案書等の提出

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

(5) 質問の受付

(2)により配布する募集要項に示すところによる。

5 受託者の選定

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

6 受託者との契約

4の(2)により配布する募集要項に示すところによる。

7 その他

(1) 企画提案への参加に係る経費

本業務の企画提案への参加に係る一切の経費は、提案者の負担とする。

(2) 企画提案書等の返却

提出された企画提案書等は返却しない。

(3) その他、本業務の詳細は4の(2)により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。